

指 定 特 例 施 設 占 有 者 公 示 事 項 公 示 書

遺失物法施行令第 5 条第 5 号の規定に基づき下記の施設に係る施設占有者を特例施設占有者として指定したので、遺失物法施行規則第28条第 4 項の規定に基づき公示する。

記

- 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人については、その代表者の氏名
京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地
株式会社マルハン 代表取締役 北日本カンパニー社長 韓 俊
- 施設の名称及び所在地（移動施設については、その概要及び移動の範囲）

施設の名称	所在地
株式会社マルハン大館店	秋田県大館市餅田字前田44番 1
株式会社マルハン能代店	秋田県能代市昇平岱30番23
株式会社マルハン追分店	秋田県秋田市下新城野字琵琶沼146－ 1
株式会社マルハン外旭川店	秋田県秋田市外旭川八柳 3 丁目14番44号
株式会社マルハン茨島店	秋田県秋田市茨島 1 丁目 4 番 7 号
株式会社マルハン広面店	秋田県秋田市広面字谷地田16－ 1
株式会社マルハン由利本荘店	秋田県由利本荘市川口字川口下69番地

令和 8 年 9 月17日

秋田県公安委員会